

安城市賃借料情報

令和元年11月から令和2年11月までに締結された賃貸借における賃借料水準（10aあたりに換算）は、以下のとおりです。

令和3年2月22日

安城市農業委員会

賃借料（10aあたり）

（単位：円）

農地の区分	平均額	最高額	最低額
田	12,600	15,600	3,900

- ※1 畑の部については、取引数が少ないため、集計しておりません。
- ※2 集計に用いたデータ数は1,918件であり、農地中間管理機構による賃借権設定の筆数です。（農地法第3条許可による賃借権設定については、事例がありませんでした。）
- ※3 農地中間管理機構及び旧農地利用集積円滑化団体が定める賃借料は、標準額13,000円を基準とし、ほ場面積等により段階制を導入しております。
- ※4 著しく低額あるいは高額なデータを取り除いております。